

## I、個室基準料金(円)

介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉サービス	589	660	730	801	871
②夜勤職員配置加算(I)口	13				
③サービス体制加算(Ⅲ)	6				
④栄養ケアマネジメント加算	14				
⑤個別機能訓練加算	12				
⑥看護体制加算(I)口	4				
⑦精神科医療養加算	5				
居住費	2000				
食費	1600				
合計:1日	4,243	4,314	4,384	4,455	4,525
合計:30日	127,290	129,420	131,520	133,650	135,750

## II、2人部屋基準料金(円)

介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉サービス	651	722	792	863	933
②夜勤職員配置加算(I)口	13				
③サービス体制加算(Ⅲ)	6				
④栄養ケアマネジメント加算	14				
⑤個別機能訓練加算	12				
⑥看護体制加算(I)口	4				
⑦精神科医療養加算	5				
居住費	1200				
食費	1600				
合計:1日	3,505	3,576	3,646	3,717	3,787
合計:30日	105,150	107,280	109,380	111,510	113,610

\* ①～⑧については介護保険給付対象サービスに1割の料金です。

\* 口腔機能維持管理加算 30円/月 が追加になります。

### <夜勤職員配置加算>

夜勤を行う介護職員の人数を最低基準より1名多く配置しています。

### <栄養ケアマネジメント加算>

常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い栄養管理を行います。

### <個別機能訓練加算>

機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書に基づき機能の改善または減退を防止する訓練を行います。

### <看護体制加算>

常勤の看護師を1名以上配置しています。

### <精神科医療加算>

認知症である入居者が1/3以上を占め、精神科を担当する医師が定期的な療養指導を行っている施設です。(月2回以上)

### <口腔機能維持管理加算>

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員が入居者に対して計画的な口腔のケアに係わる技術的指導を行っていただいている施設です。

### ・・・その他、介護保険加算・・・

1. 初期加算(30円/1日) 入居30日間
2. 準ユニットケア加算(5円/1日)  
12名以下のユニット(山・川・星・海)を御利用される方。
3. 療養食加算(23円/1日)  
医師の指示せんに基づき療養食を提供した場合。  
糖尿食・腎臓食・肝臓食・貧血食・高脂血症食・及び特別な検査食など。
4. 経口維持加算(Ⅱ)(5円/1日)  
経口で食事が摂取できるものの摂取機能障害があり、誤えんが認められる方に対し多種共同により摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合。
5. 看取り介護加算  
医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した場合、看取りを行う場合。  
死亡 当日 1,280円  
死亡 2日前・3日前の2日間 680円  
死亡 4～30日間 80円/1日
6. 入院・外泊時(246円/1日)  
24時間施設を不在にされる場合1ヶ月に6日を上限とし、最大12日間は介護施設サービス費が介護度に関係なく1日246円になります。
7. 退居時等相談援助加算  
退居にあたり、希望により自宅を訪問して地域との連携を図るサービス利用の援助を行った場合。  
退居前後訪問相談援助加算 460円  
退居時相談援助加算 400円  
退居前連携加算 500円

### ・・・その他、実費負担・・・

1. 理美容代
2. 個人に必要な日用品
3. 教養娯楽費(個人で購入を希望される新聞や雑誌など)